

学位規則の改正概要

【改正の趣旨・概要】

平成25年4月1日施行予定
(施行日以降に授与する学位に適用)

○大学の教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文等を相互に参照できるように公表することを規定している。

○公表の方法については、制度創設の昭和28年以来「印刷公表」(単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に掲載すること)によると規定されてきたところ、情報化の進んだ現下の状況に合わせて、また、印刷の負担軽減の観点から、「インターネットの利用による公表」とする改正を行う。

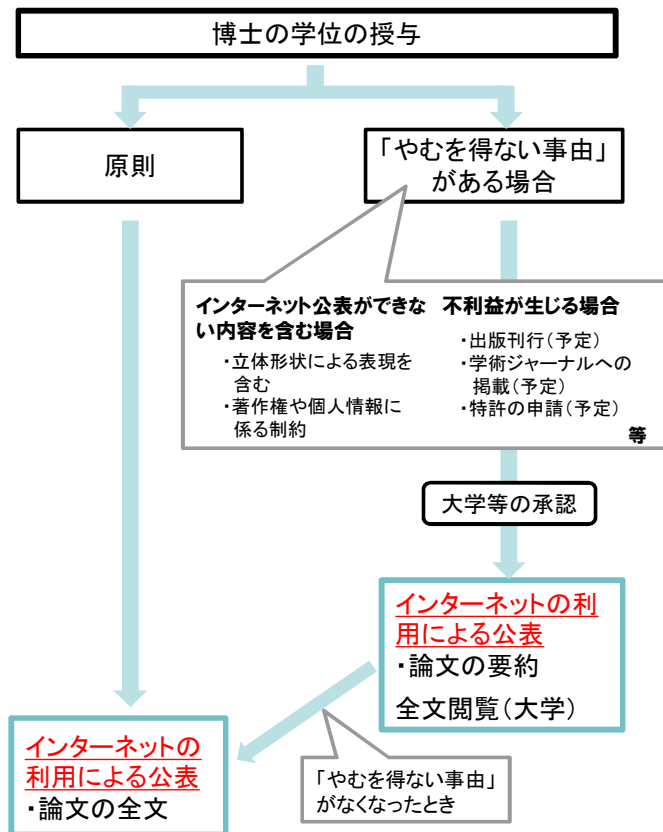
学位規則(抄)[改正前]

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。



2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

改正後の博士論文の公表に係るフロー



改正後の運用について

